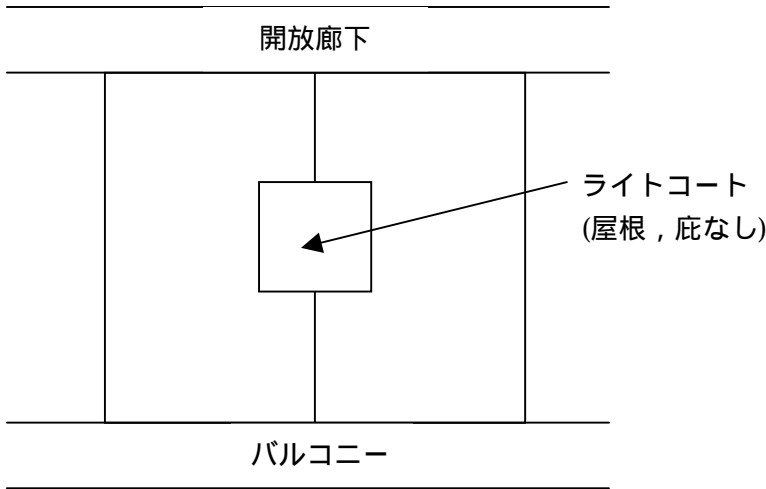


該当法令	令第 122 条第 1 項ただし書き
<p style="text-align: center;"><b>ライトコートを設置した共同住宅の避難階段等の設置免除</b></p> <p>令第 122 条第 1 項ただし書きの適用により避難階段，特別避難階段を設けない場合において，ライトコートに面する開口部に特定防火設備による区画は要しない。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p><b>解説</b></p> <p>屋根，底のないライトコート部分は屋外とみなされるため，令第 112 条第 9 項は適用されない。ただし，小さなライトコートは煙突状となり，災害時に火炎伝播の被害をもたらすおそれがあるため防火設備を設けることが望ましい。</p> <p>また，消防法その他の法令等により規制される場合があるので注意を要する。</p>	
関連法令等	平成 7.10.5 消防予第 220 号 平成 8.7.17 消防予第 145 号
神奈川県建築行政連絡協議会承認年月日 <span style="float: right;">平成 14 年 7 月 26 日</span>	